

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、返還金額531,830円を超える部分に係る審査請求は却下すべきであり、その余の部分に係る審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年1月30日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

平成29年3月時点で、本件相続金が入る見込みであることから、担当職員に口頭で生活保護を外れたいと申し出たが、待ってくれと言われたきり、何の説明もなく待たされた。本件処分により、相続日以降の医療費を10割として負担しなければならないが、3月に生活保護から外れていれば、国民健康保険に加入し、身体障害者1級の障害者に対する都の助成を受けることにより、

医療費負担が0で済んだはずである。したがって、平成29年4月以降の医療費に相当する返還金を負担する理由はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分による返還決定金額531,830円を超える部分に係る審査請求は不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下すべきであり、その余の部分に係る審査請求は理由がないから、同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月14日	諮問
平成30年 9月20日	審議（第25回第2部会）
平成30年10月 5日	審議（第26回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であり、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準に

より測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

そして、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充足できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-5（答）

(1)

- (2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法 882 条及び 896 条）とされている。

したがって、法 63 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、遺産分割手続により被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている（問答集問 13 - 6（答）(2)）。

- (3) 法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の廃止を決定し、書面をもってこれを被保護者に通知する旨を規定している。

そして、保護を廃止すべき場合について、当該世帯における収入の臨時的増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を要しなくなった日から保護を廃止することとされている（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第 10・問 12・答 2・(2)）。

なお、法令の廃止と同様、保護が廃止される日の前日までは保護が実施されている（問答集問 10 - 20（答））。

- (4) 国民健康保険法 6 条 9 号は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者としなない、としている。

2 本件処分について

- (1) 本件処分のうち、本件一部変更処分により変更された部分に

係る審査請求について

処分庁は、平成30年5月10日付けの本件一部変更処分により、本件処分に係る当初返還決定額555,776円を変更返還決定額531,830円に変更したことが認められる。そうすると、請求人は変更返還決定額を超える部分の取消しを求める法律上の利益を失ったというべきである。したがって、本件処分のうち変更返還決定額を超える部分の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

(2) 本件処分のうち、上記(1)以外の部分に係る審査請求について

法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであるから（上記1・(1)の判例を参照）、請求人に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法63条の規定を適用しなければならないものである（上記1・(1)の問答集の回答を参照）。また、被保護者が相続により財産を取得することとなった場合、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきであるところ（上記1・(2)）、本件被相続人は、平成28年12月16日に死亡していることから、本件被相続人の死亡に伴う相続により生じた請求人の資力は、本件被相続人の死亡日である平成28年12月16日（相続日）に発生していたこととなる（上記1・(2)）。そして、請求人がその資力を具体的に活用できるようになったのは、本件相続金を得た平成29年6月19日（保護廃止日）であることが認められる。そこで、処分庁は、相続日から保護廃止日の前日までの変更返還対象期間に請求人に支給した保護費（医療扶助費を含む）の合計額（531,830円）が、本件

相続金の額（４，１３０，６５７円）よりも少なかったことから、当該支給済保護費に相当する変更返還対象額５３１，８３０円について、法６３条の規定に基づく返還金額として決定したものであり、本件処分のうち上記(1)以外の部分に違法・不当な点はなく、違算も認められない。

- 3 請求人は、上記（第３）のとおり、平成２９年３月時点で生活保護を辞退したいと申し出たにもかかわらず、処分庁がその申し出を認めなかったことから、平成２９年４月以降に支給された医療費に相当する保護費については、これを返還する理由はない旨主張する。

しかし、平成２９年３月の時点で、請求人から任意かつ真摯な意思に基づく保護辞退の申し出があったことを裏付ける証拠はなく、また、その時点では請求人が相続により得た資力を具体的に活用できるに至っていなかったことから、保護を廃止しても、急迫した状況に陥るおそれがないと確認することはできないものであったと認められるから、処分庁が保護を継続したことには何ら不合理な点はない（課長通知第１０・問１２－３・答）。したがって、上記２のとおり、法令等の定めに則って請求人に対して請求人が本件相続金を得た日の前日までに支給された医療費全額に相当する額を含む保護費の返還を求めた本件処分（上記２・(2)の部分）を違法又は不当であるということとはできない。

また、法による保護を受けている者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものであるところ（国民健康保険法６条柱書及び同条９号）、請求人は変更返還対象期間において、法による被保護者であったため、国民健康保険の被保険者にはなり得ず、国民健康保険を利用することはできないから、保険者に医療費の負担を求めることはありえない。そうすると、請求人は、現実に医療扶助を受けた医療費１０割相当分を利得したというべきである。

したがって、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない（東京地方裁判所・平成29年9月21日判決同旨。D1-Law.Com.判例体系）。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分（上記2・(2)の部分）に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）